

第 6 章 管理組合

第 1 節 組合員

第 30 条 (組合員の資格) ————— 10頁

第 31 条 (届出義務) ————— 10

第 2 節 管理組合の業務

第 32 条 (業務) ————— 11

第 33 条 (業務の委託) ————— 11

第 3 節 役員

第 34 条 (役員) ————— 11

第 35 条 (役員の任期) ————— 11

第 36 条 (役員の誠実義務等) ————— 12

第 37 条 (理事長) ————— 12

第 38 条 (副理事長) ————— 12

第 39 条 (理事) ————— 12

第 40 条 (監事) ————— 12

第 4 節 総会

第 41 条 (総会) ————— 12

第 42 条 (招集手続) ————— 13

第 43 条 (組合員の総会招集権) ————— 13

第 44 条 (出席資格) ————— 13

第 45 条 (議決権) ————— 13

第 46 条 (総会の会議及び議事) ————— 14

第 47 条 (議決事項) ————— 14

第 48 条 (総会の決議に代わる書面による合意) ————— 15

第 49 条 (議事録の作成、保管等) ————— 15

第 5 節 理事会

第 50 条 (理事会) ————— 15

第 51 条 (招集) ————— 15

第 52 条 (理事会の会議及び議事) ————— 15

第 53 条 (議決事項) ————— 15

第 7 章 会計

第 54 条 (会計年度) ————— 15

第 55 条 (管理組合の収入及び支出) ————— 16

第 56 条 (収支予算の作成及び変更) ————— 16

第 57 条 (会計報告) ————— 16

第 58 条 (管理費等の徴収) ————— 16

第 59 条 (管理費等の過不足) ————— 16

第 60 条 (預金口座の開設) ————— 16

第 61 条 (借入れ) ————— 16

第 62 条 (帳票類の作成、保管) ————— 16